

(公印省略)

公入管第887号の3
令和 4年3月31日

大分県建設産業団体連合会長
 } 殿
(一社) 大分県建設業協会会長

大分県土木建築部長

大分県公共工事請負契約約款の一部改正について (通知)

大分県公共工事請負契約約款（平成23年大分県告示第316号）について、別紙のとおり改正したので通知します。

つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

「公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて (通知)」により、使途拡大特例の適用対象が改正されたことに伴い、約款第37条ただし書中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

また、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和3年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、適用するものとする。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

(公共工事入札管理室)